

市職員を募集します(平成30年4月1日採用予定)

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務職 (初級)	2人程度 ※身体にしょうがいのある人が対象です。	次のいずれにも該当する人 ア 昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 イ 身体障害者手帳の交付を受け、そのしょうがいの程度が1級から6級までの人 ウ 介護者なしに一般事務職としての職務遂行が可能なる人 エ 介護者なしに受験可能な人

■第1次試験日 10月14日(土) ■申込受付期限 9月1日(金)～22日(金)当日消印有効

■試験会場 市役所本庁舎

■受験案内・申込書の配布場所 市役所(本庁、北部振興局および支所)

※市ホームページからダウンロードすることもできます。

★受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角形2号・120円切手貼付・宛先・郵便番号明記)を同封して、右記まで送付してください。受験資格等の詳細は必ず受験案内でご確認ください。

問合せ・申込先

長浜市職員選考委員会

〈人事課内〉

〒526-8501 八幡東町632

☎65-6502

市立長浜病院職員を募集します(平成30年4月1日採用予定)

職種	採用予定人員	受 験 資 格
薬剤師	2人程度	次のいずれにも該当する人 ○昭和57年4月2日以降に生まれた人 ○薬剤師法による薬剤師の免許を有する人(平成30年7月末日までに免許取得見込みの人を含む) ○当直ができる人

■試験日 随時設定します。 ■申込受付期限 12月22日(金) 当日消印有効

■試験会場 市立長浜病院

受験申込書は担当課にあります。また、病院ホームページからダウンロードすることもできます。受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「薬剤師職受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角型2号・120円切手貼付・宛先・郵便番号明記)を同封して、右記まで送付してください。

問合せ・申込先

長浜市病院事業職員選考委員会

〈市立長浜病院事務局総務課内〉

〒526-8580 大戌亥町313

☎68-2324

地域医療福祉フォーラム2017 ～知っていますか？在宅医療や介護のこと～

☎高齢福祉介護課(☎65-7841)

介護が必要になっても、ひとりになっても、最期まで自宅で暮らすためにはどうするとよいでしょうか。自分のこととして、皆さんで考えてみませんか。

【と き】10月1日(日) 13時30分～16時30分
(13時受付開始)

【ところ】浅井文化ホール(内保町)

【内 容】

第1部 基調講演「なんとめでたいご臨終」
おがきわら ぶんゆう 小笠原 文雄 医師(小笠原内科院長)

第2部 対話劇「退院です！介護が必要です」

※福祉用具や介護食の展示も行います。

※全体を通して手話通訳を行います。

【対 象】どなたでも

【申込み】9月20日(水)までに
電話またはFAXで下記まで。

申込先

長浜米原地域医療支援センター

☎/FAX 65-2755



▲小笠原文雄医師

過疎地域における事業者の 固定資産税を減免します

☎税務課(☎65-6523)

過疎地域の指定を受けている余呉地域の産業振興を図ることを目的として固定資産税を減免します。

【対象業種】

青色申告書を提出する個人または法人のうち次のいずれかの事業を行っている人。

- ・製造業(ガスの製造および発電を除く)
- ・ホテル営業、旅館営業(風俗営業を除く)
- ・農林水産物販売業(地域内で生産されたものに限る)

【対象資産】

家屋、償却資産のうち、次のいずれも満たすもの
・事業に直接使用するために、4月1日以降に新設
または増設したもの

・減価償却資産の取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの

※土地に関しては取得日の翌日から起算して1年以内に、対象家屋の建設の着手があった場合に限り対象資産となります。

【減免期間】

課税初年度から3年間

【申請期限】

毎年1月末

※制度、申請方法の詳細は担当課までお問い合わせください。

市公共施設の指定管理者を 募集します

☎行政経営改革課(☎65-6702)

平成30年4月から、指定管理者として施設の管理をしていただける法人や団体を募集します。

【募集する施設】

長浜鉄道スクエア(北船町)

【指定管理予定期間】

5年間(平成30年4月1日～平成35年3月31日)

【募集要項の配布】

9月1日(金)～10月2日(月)の期間に左記担当課で配布します。

※市ホームページからダウンロードすることもできます。

【申請書類の提出】

9月25日(月)～10月2日(月)の期間に直接左記担当課まで。

担当課

観光振興課(本庁舎2階)(☎65-6521)

県下一斉屋外広告物 クリーンキャンペーン

☎都市計画課(☎65-6562)

9月1日～10日は

「屋外広告物適正化旬間」です。

県下一斉で屋外広告物法に基づく違反広告物の簡易除却を行います。

屋外広告物は生活の大切な情報源ですが、まちの良好な景観を保全するため、関係機関と協力して違反屋外広告物の県下一斉取締りを実施します。

広告物の表示者(管理者)は、適切に設置されているか、この機会に点検しましょう。

※広告物を設置する場合、大きさや設置場所により許可が必要な場合があります。計画段階で事前に担当課までご相談ください。

※設置している広告物の中には、許可を得ていないものや基準に適合していないものもあります。これらは条例違反となりますので、速やかに許可申請等の手続をお願いします。



▲違反広告物の撤去作業(昨年)